

## Sonoda & Kobayashi Beijing IP Group

# 中国特許法実施細則及び審査指南の改正

2024.01.05 号

2023年12月21日に中国国家知識産権局（CNIPA）は、「中華人民共和国専利法実施細則」の改正を公表しました。さらに、「特許法実施細則」に基づき、「特許審査指南」の改正も公表しました。

今回改正された実施細則及び審査指南は、2024年1月20日より施行される予定です。改正ポイントは多数ありますが、実務上影響が大きいポイントを10点に絞りました。

### 1. 特許権存続期間の延長

2021年6月1日より第4次特許法の改正により、特許権存続期間の延長（PTE、PTA）が新設されましたが、今回の実施細則の改正により、特許権存続期間の延長の請求に関する手続き、提出期限、存続期間の計算方法などが決定されました（詳細は実施細則45条、77条～84条をご参考ください）。

### 2. 開放許可制度

2021年6月1日より第4次特許法の改正により、開放許可制度が新設されましたが、今回の実施細則の改正で特許権者が開放許可を申請するための期限、開放許可声明の具体的内容、開放許可の除外状況などを規定しています（実施細則85条～88条をご参考ください）。

### 3. 部分意匠の導入

2021年6月1日より第4次特許法の改正により、「部分意匠」が意匠保護の対象になると決められましたが、今回の実施細則の改正で部分意匠の出願をする場合、製品全体の図面、保護すべき部分の内容を示すために具体的な手続き詳細を規定しています（細則30条、31条をご参考ください）。

### 4. 実用新案に対して進歩性の審査の導入

実用新案に対して、新規性欠如との審査の追加に、今回の実施細則の改正により、実用新案の審査に対して、明確に進歩性欠如（特許法22条3項）という審査も導入しました（細則50条（二）項）。

### 5. 職務発明に対する報奨金の増額

中国特許法によれば、雇用者と発明者または設計者との間で特許法第15条に規定する報酬の方法および額について合意しておらず、また法律に基づいて制定した規則も定めていない場合、発明者または設計者に相応の報酬を与えなければなりません。今回の実施細則の改正により、その報酬額の法定の額は3,000RMB以上から4,000RMB以上に増額、実用新案・意匠特許の補償金は1,000RMB以上から1,500RMB以上に増額しました（細則15条2項）。

**6. 発明特許または実用新案特許の意匠の国内優先権基礎としての使用**

今までの特許法では、中国国内の意匠の優先権を認めていませんでしたが、今回の実施細則の改正により、発明又は実用新案出願の図面は、意匠特許出願の優先権の基礎として使用することが可能になり、同時に意匠特許出願人が優先権を主張することによって、優先権の基礎となった発明または実用新案出願が取り下げられたものとみなされることはありません（細則34条、35条）。

**7. 前置審査に対する改正**

従前の審査前手続においては、不服審判を提出した後に、通常、原審査官で前置審査を行っていましたが、今回の実施細則の改正により、当該条文が削除されました。この削除により、前置審査は原審査官と違う審査官に審査される可能性が高くなります。（細則66条をご参考ください。元の細則62条は削除されました）。

**8. 電子提出の場合の推定送達日（15日）の変更**

改正後の実施細則の第4条第7項によれば、国务院特許行政部門が電子形式で送達する各種文書は、当事者が認識する電子システムに入力された日が送達日になるとしています。すなわち、通知書が電子発行の場合、以前あった15日間の推定送達日なくなり、電子システムで通知書を受領した日が送達日になりますが、紙で郵送する通知の場合、15日間の推定送達日が依然として残ります（細則4条7項）。

**9. 審査延期請求の改正**

現行特許法では、発明特許出願後、出願人は3年以内に実体審査を請求する必要があり、期限を過ぎても審査を請求しない場合、出願は取り下げられたものとみなされます。2023年8月30日、CNIPAは「発明専利出願審査遅延処理弁法」を公布し、審査遅延制度を導入しました。実施細則の改正により、「出願人は特許出願の遅延審査の請求を行うことができる」と初めて明記しました。出願人は、この制度を利用して、商品商売のニーズによって、審査の過程をコントロールすることが可能になります（細則56条2項）。

**10. 優先権制度に関する改正**

- 特許出願又は実用新案出願において、正当な理由があれば、優先権期間経過から2か月以内に優先権回復の請求が可能になります（細則36条）。
- 特許出願又は実用新案出願において、優先日から16か月以内または出願日から4か月以内に優先権の追記・訂正が可能になります（細則37条）。
- 特許出願又は実用新案出願において、請求の範囲、明細書の全体または一部が欠落し或いは誤って提出され、かつ優先権を主張した場合、出願日から2か月以内もしくは指定期間内に「先願の引用による補正」を行うことができ、かつ最初の出願日を保留することができます（細則45条）。

具体的には、添付の実施細則の対照表をご参考ください。ご不明な点などがありましたら、お気軽に [mailbox@China.patents.jp](mailto:mailbox@China.patents.jp) までお問い合わせください。